

質問回答書

(業務名：小田原市放課後児童クラブ運営業務委託)

令和5年6月15日

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書P7 2-2	土曜開所について、土曜平均利用率は5%の実績とのことで全40施設での開所ではなく、校区ごとの合同開所でもよいのでしょうか。また校区を超えた合同開所の実施は可能でしょうか。	現在は、学校単位で集約しての開所をしています。 また、現段階では、校区を超えた合同開所を行う予定はありません。
2	仕様書P3 1-3	現状で加配分として10名が配置されていますが、令和6年度以降さらに加配が必要となった場合の増額となる労務費、賃金改定や法改正に伴う手当等の増額が発生する場合や教室数・支援数増加等が発生した場合、契約期中における契約内容の変更等がありますか。	仕様書P12 2-6 支援の体制 (7) 支援員等の加配のとおりです。
3	仕様書P5 1-14	各種報告書等の提出について、市の指定書式等がありますか。	特段決まっておりません。市と協議の上定めます。
4	仕様書P5 1-11	保険等の加入について、現在加入されている保険内容・補償範囲等、ご教授願います。	保険等は受託者が加入するものであるため、市からはお示しできませんが、必要としている内容は、仕様書P5 1-11 保険等の加入のとおりです。
5	仕様書P8 2-5	おやつ購入及び提供について、1日1人あたり70円程度のおやつを提供するとの理解をしておりますが、土曜開所時におけるおやつ提供についてはどのように対応したらよろしいでしょうか。	平日の開所時と同様の対応となります。
6	仕様書P10 2-5(7)	市内事業者の活用について、おやつ購入や修繕、イベント実施等で取引継続が必要とされる事業者を含め、現在の取引事業者のリストの開示をお願いします。	リストはありません。
7	仕様書P12 2-7	支援員処遇改善について協議により別契約とするとの記載があり、今回の提示する業務委託費の中に支援員処遇改善に係る費用は含まないものとして理解をしておりますが、そのとおりでよろしいでしょうか。また現在の別契約における内容等の開示が可能であればご教授願います。	お見込みのとおりです。 内容については、「放課後児童健全育成事業実施要項」に基づき実施しています。

8	仕様書P4 1-8	施設設備の使用及び保全について、各学校・各施設により備品等の種類や設置数等に相違があるかと存じますが、現在の各施設における備品リストについて情報開示願います。	詳細なリストはありませんが、各クラブ共通して、座卓、空気清浄機、冷蔵庫、エアコン等が設置されています。契約後に確認をお願いします。
9	仕様書P17 別表2	費用負担区分について、各施設における支援員等の駐車場使用について施設内で無償利用が可能でしょうか。また有償の場合は月額どの程度の費用がかかっていますか。	原則、駐車場は受託者が確保することを想定しております。ただし、学校敷地内における駐車場の利用や利用料については、市との協議になります。
10	仕様書P17 別表2	費用負担区分について、修繕費(1件3万円未満)が受託者負担とされていますが、令和4年度における修繕実績はどの程度ありましたか。また令和5年度以降、各施設の状況に応じ変動する可能性があるかと思いますが、見込みとしてどの程度を想定していますか。	1件当たり3万円未満の修繕費については受託者の負担であるため、市では実績や見込みの把握をしておりません。
11	仕様書P11 2-6	支援員の配置について、統括指導員4名以上配置が示されていますが、統括指導員に関する労務費分は業務委託費に含む形で理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	仕様書P11 2-6	支援員の配置について、現在の統括指導員以下主任支援員、支援員、補助員等の在籍数、資格保有者数、勤務時間帯等について情報開示をお願い致します。	支援員等については受託者の雇用であるため、市からはお示しできませんが、1日に必要な支援員等の人数は仕様書P1 1-3 事業の実施場所等 のとおりで、勤務時間帯は開所時間に準じます。
13	仕様書P12 2-6	市が雇用している会計年度任用職員の処遇状況を踏まえ、同様の対応ができるように示されていますが、具体的に現在の統括指導員・主任支援員・支援員・補助員については時給や手当等でどのように同様の対応としているのでしょうか。明確な時給等の開示が可能であればご教授願います。	仕様書P12 2-6 支援の体制について (10)その他のとおりです。
14	実施要領P8 10(2)	プレゼンテーションにおいて、本業務の責任者の予定となる者の出席が示されていますが、その責任者よりプレゼンテーションを行うものと理解すればよろしいのでしょうか。	責任者となる方の出席を求めているものであり、プレゼンテーションを行う方は別の方でも構いません。
15	実施要領	今回の実施要領において、説明会が予定されていませんが、現地施設見学等は可能でしょうか。	実施要領P5に施設見学について示しております。

16	仕様書P4 1-7	1-7 労働安全衛生及び福利厚生 の(2)健康診断等について、現運営団体の健康診断受診状況、割合を運営基準把握のためご教示ください。お知らせください。	現受託者には、健康診断について、仕様書P4 1-7 (2)と同内容を求めています。
17	仕様書P10 2-5(7)	2-5 受託者が行う業務内容 (7)市内事業者の活用に関する業務について、現運営団体の市内事業者活用実績及び割合について運営基準把握のためご教示ください。	仕様書P10 2-5 (7)については、今回新たに仕様書に加え、今後実施していただきたい項目になるため、現在は把握しておりません
18	仕様書P11 2-6	2-6 支援の体制 について、現運営団体の仕様に基づく各役割ごとの職員配置数を運営基準、及び実情把握のためお知らせください。	支援員等については受託者の雇用であるため、市からはお示しできませんが、1日に必要な支援員等の人数は仕様書P1 1-3 事業の実施場所等 のとおりです。
19	仕様書P11 2-6(2)	統括指導員は現場が足りない時に支援員として活用してもよろしいでしょうか。	市としては構いません。
20	仕様書P11 2-6(6)	支援員等職員配置基準について、今現在の職員ごとの勤務時間をご教示ください。	支援員等については受託者の雇用であるため、市からはお示しできませんが、勤務時間は開所時間に準じます。
21	仕様書P17 別表2	修繕費について、直近3か年で事業者が負担した修繕費の金額をご教示ください。	1件当たり3万円未満の修繕費については受託者の負担であるため、市では把握をしておりません。
22	仕様書P17 別表2	役務費について、今現状、登降所以外のICTを活用しているかご教示ください。	市が求めているICTの活用は仕様書P6 1-17 (4)イのとおりです。
23	仕様書P17 別表2	損害保険の内容をご教示ください。	仕様書P5 1-11 保険等の加入 のとおりです。
24	最優秀提案者決定基準P2 1	1. 客観的評価 過去10年間の実績と記載がありますが、既に契約が終了したのもも記載できま すでしょうか。	平成25年度以降(過去10年間)に自治体(市区(特別区)町村)から受注し、かつ一年以上履行した同種業務又は類似業務の実績であれば構いません。